

「群馬県域 DMO 観光 DMP 構築等業務」仕様書

1 業務の名称

群馬県域 DMO 観光 DMP 構築等業務

2 業務の概要

(公財) 群馬県観光物産国際協会は、群馬県域をマネジメント対象とする DMO (観光地域づくり法人) として、データに裏付けられたマーケティング、戦略立案、プロモーション、受入環境整備などの取り組みにより、持続可能な観光地域経営の実現を目指している。

しかしながら、来訪者に関するデータを収集・分析する取組は県内の地域によってばらつきがみられるほか、観光統計データの活用も十分ではない。県内の DMO や市町村、観光関連事業者等が活用しやすいデータ分析環境の構築に向け、共通で利用可能なプラットフォームとなる「群馬県版観光 DMP (仮称)」を令和 5 年度中に構築することとしている。

本業務において構築する DMP (データ・マネジメント・プラットフォーム) から得られるデータを分析、活用し、OODA ループを回すことができる環境整備とマーケティング人材の育成を企図する。

※OODA : Observe (観察)、Orient (方向づけ)、Decide (意思決定)、Act (行動)

3 業務の実施時期

契約締結日から令和 6 年 3 月 27 日 (水) まで

4 業務の内容

(1) 観光 DMP の構築

ア：プラットフォームの構築

1st パーティーデータ (群馬県および (公財) 群馬県観光物産国際協会が保有するデータ等)、2nd パーティーデータ ((公財) 群馬県観光物産国際協会が提供業者等から購入するデータ等)、3rd パーティーデータ (公的統計データ等) を収集、蓄積し、データを一元的に格納、可視化し、分析や戦略立案に活用するための基盤となるプラットフォームを構築すること。蓄積したデータの今後の活用可能性を想定し、データの拡張性を意識したものであることが望ましい。

イ：蓄積するデータ

現在想定している蓄積するデータは以下の通り。

① 1st パーティーデータ

- ・観光客数・消費額調査（群馬県観光入込客統計調査等）
- ・満足度・再来訪意向・推奨意向
- ・群馬県観光公式サイトへのアクセスデータ（ページ傾向、ユーザー傾向、流入経路等を想定）

② 2nd パーティーデータ

- ・人流ビッグデータ

③ 3rd パーティーデータ

- ・観光庁「宿泊旅行統計調査」
- ・観光庁「旅行・観光消費動向調査」
- ・観光庁「訪日外国人消費動向調査」
- ・JNTO（日本政府観光局）「訪日外客統計」
- ・国土交通省「訪日外国人流動データ」

ウ：データの収集・整理

「イ：蓄積するデータ」に関して、収集、整理をすること。なお、データ収集、整理の詳細については、（公財）群馬県観光物産国際協会との協議によって決定する。

- ① 収集するデータを、可視化、利用しやすいように整理、加工等を行うこと。
- ② 収集するデータは、Excel、csv 等の形式で取り込める仕様であること。
- ③ その他、今後更新や拡張が想定されるデータソースにも柔軟に取り込みが行えるようにすること。

エ：データの可視化（ダッシュボードの作成）

収集、整理したデータを、ビジネスインテリジェンスツール（以下、「BI ツール」という。）を用いて、可視化ができるよう、各種ダッシュボードを作成すること。DMP のリリース後も、（公財）群馬県観光物産国際協会内部にてデータの追加、更新や拡張が実施できるものであること。

BI ツールは「Tableau Creator（株式会社セールスフォース・ジャパン）」を用いることとし、（公財）群馬県観光物産国際協会がライセンスを取得する。（BI ツールのライセンス取得にかかる費用は本業務に含めない。）また、ダッシュボードを公開する Web サイトは（公財）群馬県観光物産国際協会が用意する。

(2) マーケティング人材の育成

ア：（公財）群馬県観光物産国際協会職員向け

（公財）群馬県観光物産国際協会が収集、取得してきたデータを DMP に蓄積するの
にあたり、データの前処理やデータの追加、更新を内部で実施できるよう、必要なレクチャーを
行うこと。レクチャーはオンライン会議等での実施でも差し支えない。

レクチャーする講師は、観光領域でのデータ活用の実績と専門性を十分に持つ人材を手
配し、職員が今後のデータ活用を推進できる体制でレクチャーを行うこと。

イ：県内市町村・市町村観光協会等・関係団体向け

DMP のリリース後に、本業務の目的やデータの閲覧、分析、活用事例など、観光マーケテ
ィングを実施する上で必要となる「データ活用」についての研修会を、1 回以上実施すること。
研修会はオンライン会議等での実施でも差し支えない。

なお、参加者が後日「データ活用」の際に活用できる研修資料を提供すること。

5 成果物

- (1) 観光 DMP ダッシュボード
- (2) （公財）群馬県観光物産国際協会職員向けのレクチャー資料
- (3) 県内市町村・市町村観光協会等・関係団体向けの研修資料

6 その他

- (1) 委託により作成された成果物に関する全ての権利は、原則として（公財）群馬県観光物
産国際協会に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固
有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という）については受託者に留保す
るものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用でき
ることとする。
- (2) 受託者は、成果物が他者の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。第三者から
成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (3) 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけない。
- (4) 業務実施にあたっては（公財）群馬県観光物産国際協会と連携を密にし、必要な打合
せ、相談を行い、仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、（公財）群馬県
観光物産国際協会と協議により決定するものとする。